

1. 官公需適格組合制度について

- 官公需適格組合制度は、官公需法第3条「・・・組合を国等の契約の相手方として活用するように配慮しなければならない。」の規定を受け、昭和42年に創設。
- 中小企業庁（各地方経済産業局等）が要件を満たす組合を官公需適格組合として証明する制度。
- 官公需適格組合は、入札参加の際に**特例***の対象。

官公需適格組合の種類と数（平成30年12月末現在）

物品	役務	工事	合計
183組合	481組合	210組合	874組合

官公需適格組合の要件

- (ア) 官公需の受注に関し、熱心な指導者がいること。
- (イ) 組合運営を円滑に遂行するに足りる経常的収入があること。
- (ウ) 共同受注担当役員の定め、共同受注委員会の設置があること。
- (エ) 役員及び実施組合員が共同受注案件に関して連帯して責任を負うこと。等

*特例

競争契約参加資格審査において、総合点の算定方法に関して、

年間平均完成工事高の合算／自己資本額の合算／従業員数の合算／技術職員数の合算

などの特例措置の対象（国の物品の製造・販売等の調達において採用、地方公共団体では約 1 / 4 が採用）

官公需適格組合制度の周知

・「官公需適格組合名簿」及び「官公需適格組合便覧」を中小企業庁ホームページで公表。

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/kankouju.htm>

* 国等の発注機関別の官公需適格組合の受注実績も公表。

2. 官公需適格組合との契約実績について

- 「国等の契約の基本方針」に定める措置の状況調査において、国等、地方公共団体別に**官公需適格組合との契約実績**を毎年公表しています。

	国等		地方公共団体	
	件数	金額（千円）	件数	金額（千円）
平成26年度	4,581	10,330,857	—	—
平成27年度	3,663	10,391,574	15,825	57,109,491
平成28年度	3,601	18,475,369	12,439	58,001,379
平成29年度	2,841	22,377,823	14,106	66,089,448

* 地方公共団体は、都道府県、東京都特別区及び人口10万人以上の市の合計。

出典：各年度の「中小企業の受注機会の増大のための措置状況調査」 中小企業庁